

蒲郡市公告第37号

一般競争入札を次のとおり行う。

令和6年4月25日

蒲郡市長 鈴木 寿 明

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
中央小学校プール開放に係る管理等委託業務
- (2) 委託場所
蒲郡市立中央小学校
- (3) 仕様
別紙仕様書の通り
- (4) 期間
契約締結の日の翌日から令和6年8月31日（土）まで

2 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人又は個人に限り入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項に掲げられた者でないこと。
- (2) 過去2年間において、令第167条の4第2項各号の規定に該当したことがない者であること。
- (3) 入札公告の日から落札決定までの間、蒲郡市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 蒲郡市に対し納税義務がある者にあつては、市税等を滞納している者でないこと。
- (7) 蒲郡市入札参加資格者名簿に登録があること。

3 契約条項を示す場所

蒲郡市教育委員会スポーツ推進課（蒲郡市民体育センター内）

4 入札及び開札の日時・場所

- (1) 日時
令和6年5月10日（金）午前11時

(2) 場所
蒲郡市民体育センター 第1会議室

(3) 開札
入札後ただちに行う

5 入札参加申込み手続き

(1) 受付期間

令和6年4月25日(木)から令和6年5月8日(水)の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付場所

蒲郡市教育委員会スポーツ推進課(蒲郡市民体育センター内)

(3) 提出書類(1部)

競争入札参加申込書

(4) 提出方法

持参によるほか、FAX、Eメール若しくは郵送による提出も可とします。ただし、上記の受付期間内に必着とします。

6 質問書及び回答

(1) 受付期間

令和6年4月25日(木)から令和6年5月6日(月)午後5時15分まで

(2) 提出方法

蒲郡市教育委員会スポーツ推進課に質問書をFAX又はEメールにより送信する。

(3) 質問者への回答

質問者に対し電話等で令和6年5月7日(火)までに個別に回答する。

7 入札

(1) 入札は、指定の入札書(第4号様式)を使用してください。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札金額はアラビア数字(算用数字)を使用し、金額の頭に¥マークを付け、円未満の端数は記入しないでください。

(4) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ア 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- イ 所定の日時まで所定の場所に持参しない入札
- ウ 入札に際して不正行為があった入札
- エ 同一事項の入札に対し、2以上の意志表示をした入札
- オ 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札

- カ 入札書に記名及び押印のない入札
 - キ 委任状（第5号様式）を持参しない代理人のした入札
 - ク 金額に¥字又は金字が冠されていない入札
 - ケ 入札書の記載事項が確認できない入札
 - コ 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
 - サ 競争入札参加申込書を提出していない者のした入札
 - シ 郵送による入札
 - ス 虚偽の事実を記載した者のした入札
 - セ 担当職員の指示に従わなかった者の入札
 - ソ その他市長があらかじめ指示した事項に違反した入札
- (5) 入札は、1者（社）の場合でも実施します。

8 開札

- (1) 入札者は、開札に立ち会わなければなりません。
- (2) 最低価格で入札を行った者を落札者とします。なお、落札者となる同価格の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとします。

9 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

10 入札保証金

免除

11 契約書作成の要否

要

12 入札の無効

本公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札の条件に違反した入札は、無効とする。

13 その他

- (1) 最低制限価格を設けない場合においても、低価入札については、落札者としなないことがあります。
- (2) 添付することを省略した契約規則、入札者心得書及び仕様書は、契約条項を示す場所において閲覧に供します。
- (3) 担当部局は下記のとおり。

蒲郡市教育委員会スポーツ推進課

〒443-0048 蒲郡市緑町3番69号

TEL (0 5 3 3—6 6—1 2 2 2) FAX (0 5 3 3—9 5—1 8 2 2)

E-mail (sports@city.gamagori.lg.jp)

中央小学校プール開放に係る管理等委託業務仕様書

1 本業務の運営・維持管理は、関係法令規則等に基づき実施すること。

2 受託要件

本業務を受託するにあたっては、下記の各要件を満たし、その証拠書類の写しを全て市へ提出すること。

- (1) 受託者は、警備業法（平成23年法律第61号）第4条に基づく警備業の認定を受けていること。
- (2) 管理責任者は、プール運営を総括する者としての資質を有し、下記のいずれかの資格、又は同等以上の資格を有すること。

資格名	資格認定者
水泳指導管理士	(公財) 日本体育施設協会
水泳指導員	(公財) 日本スポーツ協会
水上安全法救急員	(社) 日本赤十字社
救急法救急員	
基礎水泳指導員	(公財) 日本水泳連盟
プール衛生管理者	(社) 日本プールアメニティ施設協会

- (3) 緊急時における自動体外式除細動器（AED）の取扱いに備え、救命講習会受講修了者又は同等以上の資格を有する者をおくこと。

3 委託業務内容及び期間等

委託期間	契約締結の日の翌日から8月31日（土）まで		
業務内容	総日数	期間	備考
総括業務	50日	7月13日（土）から8月31日（土）まで	
監視業務	25日	開放日（7月13日（土）から8月31日（土）までの毎週土、日、月曜日、8月13日（火）から8月15日（木）	開放時間は午前9時から正午。なお、開放時間前後30分を清掃時間とする。
受付業務	同上	同上	開放時間は午前9時から正午。なお、開放時間前後30分を準備時間とする。
日常点検業務 （水質管理）	50日	管理委託開始日（7月13日（土））から管理委託終了日（8月31日（土））まで	表1に記載されている親子水泳教室実施時間帯は除く
設備維持管理業務	同上	同上	同上

水泳教室	3日以上	開放日のうち3日以上	開放時間内に1時間以上実施すること。 (表1に記載されている親子水泳教室は本事業とは関係ないものとする)
------	------	------------	---

4 業務の内容

(1) 総括業務

- ア プール運営を総括する者(管理責任者)を開放日は常時配置すること。ただし、管理責任者の常時配置が困難な場合は、協議の上代理者の配置を認めるものとする。
- イ 業務、監視計画書を作成すること。
- ウ 緊急時に最大限の応急体制を確保できるよう、日頃から従事者に対する訓練、指導を行うこと。
- エ 天候や水温、外気温について常に注意をはらい、天候不順の場合や気温の急激な低下、高温による熱中症等利用者に危険のある場合は、開放を即時中止する。
- オ 公の施設であることを十分認識し、従事者には言葉遣いや接客態度等の教育、研修を実施し、公共施設にふさわしい接客を徹底すること。
- カ 業務日報、実績報告、事故報告書を作成すること。

(2) 監視業務

- ア プールに死角を生じさせることなく、また、緊急時に対応できるよう適切な数の監視員を配置し安全確保に努めること。
- イ 監視員は事前にプール監視の講習を修了している者であること、またはプール監視業務の経験者であり、一定の泳力のある18歳以上の者とする。
- ウ 監視員は利用者とは区別するため統一したユニフォームまたは水着を着用し、メガホン、笛は常に携帯すること。
- エ 禁止行為等を十分理解し、違反行為には適切な指導を行い、危険行為等他の利用者の迷惑となる行為を防止すること。施設内への酒気を帯びての入場は厳禁とし、注意すること。
- オ 逐次、安全管理上必要な注意事項等の放送を行うこと。
- カ 事故者を発見した場合直ちに救護に当たり、応急措置、医療機関への通報等必要な措置を講ずるとともに管理責任者に報告する。また、市スポーツ推進課へも迅速に報告を行い連携して対応すること。
- キ 施設、設備等において利用者の安全上支障があると判断される場合は、迅速に予防措置を図るとともに市体育課に迅速に報告し連携して対応すること。
- ク 幼児及び児童の利用に関しては特に注意し、保護者への指導をするとともに十分な安全確保に努めること。
- ケ 施設内を清潔に保つため、開場の前及び閉場の後に清掃を行うこと。

(3) 受付業務

- ア 受付窓口で 1 名以上を常において入場者のチェックを行う。(入場者の体調確認・不正入場の防止及び飲酒の有無の確認等)
- イ 利用者への案内及び問い合わせへの対応をする。
- ウ 利用者のトラブルに対する対応をする。
- エ 小学 3 年生以下の者及び保護者の同伴が必要と認められる者については、保護者が同伴していることを確認すること。
- オ 中央小入口及びプール受付口へののぼり旗の設置撤去を行う。
- カ 中央小入口の立て看板の「開放」「休場」表示切替を行う。
- キ プールサイドの日かげ確保の為に簡易テントの組立と撤去を行う。

(4) 日常点検業務

始業時、終業時等に次の業務を行い、各種数値等必要事項をプール管理日誌に記載すること。開放日以外は開放日に備えた水質管理を随時実施する。

ア 始業時

(ア) 水道メーターの確認 (位置：正門外の西側)

(イ) 開錠

学校施設：更衣室、トイレ、管理室、温水シャワーガススイッチ

学校施設外：管理棟、出入口

(ウ) ネオクロール 90W の投入

(エ) 残留塩素、PH の測定

(オ) 水温 (25m プール東側)、気温 (プールサイド日除け屋根の下) の測定

(カ) 機械室のポンプメーター「ろ過水量の状況」を確認

イ 終業時

(ア) 機械室のポンプメーター「ろ過水量の状況」を確認

(イ) 残留塩素を確認し、数値が低い場合はネオクロール 90W を投入する

(ウ) 施錠 (始業時と同様)

(エ) 水道メーターの確認 (位置：正門外の西側)

ウ 随時

(ア) 開放時間中は、水温等に配慮し、プール水の補給を行う。

(イ) 随時残留塩素を測定し、不足の際は十分なネオクロール 90W を投入する。

(5) 設備維持管理業務

ア 設備の維持管理は、専門知識及び経験を有する者が行い機器に精通していること。

イ 建築電気設備の故障・不具合が発生した場合にはその状況・原因を調査確認し随時報告すること。軽微なものに関しては補修し原状の回復に努めること。

ウ 汚れ、ごみ、砂、毛髪等沈殿物の除去を随時行うとともに、必要に応じネットによるごみ、浮遊物の除去を行う。

エ 備品を含め施設内を清潔に保つよう随時清掃する。

オ その他

- (ア) 各機器の動作状態、外観の確認を行う。
- (イ) 各システムの運転状態の確認を行う。
- (ウ) 検査結果は3年以上保存する。(厚生労働省の定める基準に基づくこと)

(6) 水泳教室

開放期間中の開放時間内で1時間以上、20名程度を対象とした水泳教室を3日以上実施すること。内容については、市と協議し決定するものとする。
教室専任者を2名以上配置し、監視業務に支障が出ないようにすること。

5 実績報告

実績報告は、幼児については、男女別・保護者の数、小中学生については、学校別・学年別・男女別・保護者の数が確認できる書類を作成し、翌日までに提出すること。

6 経費負担

(1) 発注者の負担

- ア 業務遂行に必要な光熱水費
- イ 業務遂行に必要な備品（監視台、放送機器類、AED、緊急用品等）
- ウ 業務遂行に必要な計器類
- エ 業務遂行に必要なプール用薬剤

(2) 受注者の負担

- ア 業務遂行に要する提出書類
- イ 清掃作業に使用する機材、薬剤等
- ウ 業務遂行に要する消耗品、被服等

7 損害賠償

業務中に従事者の故意または過失により利用者に事故が生じた場合及び施設に損害を与えた場合は、受注者がその賠償の責を負うこと。

8 その他

本仕様書に記載のない事項又は、内容等に疑義が生じた場合については、両者協議の上、決定すること。

表1

令和6年度 中央小学校プール開放利用予定

	6月		7月		8月		9月	
1	土		月		木		日	
2	日		火		金		月	
3	月		水		土	○	火	
4	火		木		日	○	水	
5	水		金		月	○	木	
6	木		土		火		金	
7	金		日		水		土	
8	土		月		木		日	
9	日		火		金		月	
10	月		水		土	○	火	
11	火		木		日	○	水	
12	水		金		月	○	木	
13	木		土	○	火	○	金	
14	金		日	○	水	○	土	
15	土		月	○	木	○	日	
16	日		火		金		月	
17	月		水		土	○	火	
18	火		木		日	○	水	
19	水		金		月	○	木	
20	木		土	○	火		金	
21	金		日	○	水		土	
22	土		月	○	木		日	
23	日		火		金		月	
24	月		水	△	土	○	火	
25	火		木	△	日	○	水	
26	水		金	△	月	○	木	
27	木		土	○	火		金	
28	金		日	○	水		土	
29	土		月	○	木		日	
30	日		火	△	金		月	
31			水	△	土	○		
			9	6	16	0	0	

○ プール一般開放日 = 25 日間

△ 親子水泳教室実施日 = 6 日間(午後4時から午後5時30分まで)

(△の親子水泳教室は本事業の水泳教室とは異なるものとする)